

古文書を読んでみよう

史料①「老中連署奉書（日光社参名代相談）」（稲生家No.486）

【本文】

御靈屋 江当月

廿日、為

御名代土井山城守

被差遣候条、可被相談候

恐々謹言

土大炊頭

四月十五日 利位（花押）

【書き下し】

御靈屋え当月廿日、御名代とし

て、土井山城守差し遣わされ

（被）

候

条、相談せらるべく候

恐々謹言

土大炊頭

四月十五日 利位（花押）

脇中務大輔

安董（花押）

太備後守

資始（花押）

水越前守

忠邦（花押）

稲生出羽守殿

脇中務大輔

安董（花押）

太備後守

資始（花押）

水越前守

忠邦（花押）

稲生出羽守殿

※「為」の下が不自然に空いているのは、敬意を示す語句を行頭に置く「平出」という文中の敬意表現の一つで、「（將軍の）御名代」に敬意を示すために改行している。
ほかに、前一二字を開ける「闕字」、行頭を一二字上に出す「擡頭」がある。

【本文】

秋元但馬守家来

漆山

東嘉右衛門[㊦]

印鑑 尾関敬一郎[㊦]

本田九郎兵衛[㊦]

右之内、一判二而も往来

昼夜共ニ御通可被下候、以上

安政二乙卯年正月

房川渡
中田 御関所

御番衆中

【書き下し】

秋元但馬守家来

漆山

東嘉右衛門[㊦]

印鑑 尾関敬一郎[㊦]

本田九郎兵衛[㊦]

右の内、一判にても往来昼夜共に

御通し下さる^(被)べく候、以上

安政二乙卯年正月

房川渡
中田 御関所

御番衆中